

平成 20 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

尾道大学

平成 21 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	10
基準4 学生の受入	13
基準5 教育内容及び方法	16
基準6 教育の成果	25
基準7 学生支援等	28
基準8 施設・設備	32
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	35
基準10 財務	38
基準11 管理運営	40
<参 考>	43
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	45
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	46
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	48

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

20年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
21年1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤 岩 英 夫	前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
池 端 雪 浦	前東京外国語大学長
江 上 節 子	東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾 池 和 夫	前京都大学総長
大 塚 雄 作	京都大学教授
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	電気通信大学長
金 川 克 子	前石川県立看護大学長
北 原 保 雄	前筑波大学長
○小 出 忠 孝	愛知学院大学長
河 野 通 方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長
後 藤 祥 子	日本女子大学長
小 林 俊 一	秋田県立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
齋 藤 八重子	前東京都立九段高等学校長
佐 藤 東洋士	桜美林大学長
鈴 木 昭 憲	前秋田県立大学長
永 井 多恵子	前日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	学校法人南山学園理事長
平 野 眞 一	名古屋大学総長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉 川 弘 之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
金 川 克 子	前石川県立看護大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

伊 藤 隆 道	東京芸術大学名誉教授
内 田 勝 一	早稲田大学常任理事
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
◎児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
○鈴 木 典比古	国際基督教大学長
服 部 幸 造	元名古屋市立大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	前群馬大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成20年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

尾道大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 芸術文化学部では入学後に学生の追跡調査を行い、その結果を入学者選抜の改善に活かしている。
- チューター制度を設けるとともに、詳細な『チューターの手引き』を作成し、全教職員に配付して、きめ細かい指導を行っている。
- 学長が会長となり、全学生が加入している学友会組織の下で、大学と学生の代表による定期協議の場「連絡協議会」を開催して、ニーズの把握とそれへの対応がなされている。
- 企業が求める人材を聴く場や、合同企業説明会を開催して、学生と企業の接点の場を設けている。また、教職員が夏季休業中に企業を訪問し、企業開拓、就職先企業のフォロー等を行っており、その数は平成15～19年度の5年間で773社に及んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 経済情報学部教員の年齢構成はバランスが取れているとはいえない。
- 各学科の人事関連規程は制定されているが、全学的な観点からの整備と運用が十分とはいえない。
- 大学院の2つの研究科において、入学定員充足率が低い。
- 講義室や福利厚生施設等の不足に加え、研究室や附属図書館が狭隘である。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 施設・設備の授業時間外での使用が認められてはいるが、利用時間の更なる延長を望む学習意欲の強い学生が多いことへの対応が期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学の目的は、学則第 1 条に「学術研究の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって国家社会の有為な人材の育成と学術研究の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。また、養成しようとする人材像については、大学案内に「人間性と専門的能力に優れ、実力をしっかりと身につけた、地域社会への貢献はもちろん、国内外で活躍し尊敬を得るような人材を養成」することが示されている。

学部、学科ごとの教育研究上の目的は学則第 2 条の 2 に定められており、経済情報学部経済情報学科では、「多様な価値や文化に対する深い理解を背景に、経済、経営、情報に関する優れた専門能力を持ち、国内外で活躍できる有為な人材を養成すること」、芸術文化学部日本文学科では、「しっかりと基礎学力の上に、広く芸術や文化を学びながら日本文学と日本語学の専門分野での研究を深め、構想力、論理的思考力、分析力を身につけた研究者、教育者や社会のリーダー等を育成すること」、同美術学科では、「美術についての学識と高い表現能力を養い、充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成すること」と述べられている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-1-② 目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学の学則第 1 条に定められている目的は、学校教育法第 83 条の精神に則ったものであり、養成しようとする人材像や教育目標もそれに即して定められている。

これらのことから、目的が学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、大学院の目的として大学院学則第 2 条に、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。また、研究科ごとの教育研究上の目的は大学院学則第 5 条の 2 に定められており、経済情報研究科では「経済、経営、情報に関する高度な専門知識を持ち、国内外で活躍できる有為な専門的職業人及び研究者を養成すること」、日本文学研

究科では「日本の言語や文学、そして芸術文化の深い理解や幅広い視野、さらには、それらの中軸とした国際的な感覚や異文化を共有する教養を身に付け、その豊かな知性や優れた徳性によって、社会活動や文化活動に指導的役割を果たす人材を養成すること」、そして美術研究科では「より広い視野に立って美術についての深い学識と表現能力を養い、自立して持続的に充実した創作活動を行う作家及びデザイナーを養成すること」と述べられている。

これらは学校教育法第 99 条に定められた内容に則ったものであり、養成しようとする人材像についてもそれに即して定められている。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該大学の目的等については、『自己点検・評価報告書』、大学案内、大学院案内、入学者選抜要項、学生便覧及びウェブサイトに掲載されている。大学案内、大学院案内、学生便覧は全教職員及び学生に配付されており、学生に対しては入学時オリエンテーションやガイダンスで説明されている。また、『自己点検・評価報告書』、入学者選抜要項は全教職員に配付されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当該大学の目的や養成しようとする人材像については、『自己点検・評価報告書』、大学案内、大学院案内、入学者選抜要項、ウェブサイト等において公表されている。大学案内、大学院案内、入学者選抜要項は受験生、保護者等を中心に配布され、『自己点検・評価報告書』は大学ウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の学士課程は、経済情報学部と芸術文化学部の2学部からなり、経済情報学部は経済情報学科、芸術文化学部は日本文学科と美術学科の2学科で構成されている。経済情報学科は、経済系、経営系、情報系の3分野を系統的に学習する構成になっている。日本文学科は、日本文学系、日本語学系、中国欧米文学の3つの領域を基軸とした構成、美術学科では、日本画、油画、デザインの3コースで構成されている。こうした構成は、大学の目的とする人材育成に適したものであると考えられる。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は総合科目、人文科学科目、社会科学科目、自然科学科目、健康スポーツ科目、外国語科目に区分され、8人の教養科目担当専任教員、10人の専門科目担当教員及び23人の非常勤教員によって実施されている。教養教育に関する必要事項は、教務委員会において審議されている。教養教育の充実とその円滑な運営を図るため、教養教育担当教員会議において、教養教育に関する種々の問題を検討し、その結果は教務委員会に反映されている。

これらのことから、教養教育の体制が整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程は学部の3学科（経済情報学科、日本文学科、美術学科）に接続する形で経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科の3研究科で構成され、それぞれの研究科は経済情報専攻、日本文学専攻、美術専攻の各1専攻からなっている。これらは大学院の教育目的として掲げられた「学部教育で培われた専門的素養のある人材を、よりレベルを高めた学習と研究への取組みにより、高度の能力を有する専門的職業人や研究者等、広く時代と地域の要請に応えられる優れた人材へと育成する」に整合するものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学には、情報処理研究センターと地域総合センターの2つのセンターが設置されている。

情報処理研究センターは、新入生向け導入教育として学内情報システム・情報ネットワーク利用講習会、学生・教員に向けた啓発活動としての情報科学研究会、「コンピュータ公開講座」等を定期的で開催している。

また、地域総合センターは、尾道市を中心とする社会、経済、文化の発展に貢献することを目的として創設され、市民向けの公開講座「尾道学講座」の開催や「尾道学」に関する研究成果を叢書として発刊するなどの活動を行っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学の学則第7条に則り、教育活動に係る重要事項を審議するため、全専任教員を構成員として、毎月1回定例の学部教授会が開催され、その審議内容等は議事録として残されている。また、研究科委員会は大学院学則第9条に則り、教授を構成員として開催され、大学院教育に関する重要事項について審議されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

尾道大学委員会規程第4条に基づき教務委員会が設置されている。委員会は学長補佐のうちから学長が指名する者1人、教養教育科目担当教員2人、経済情報学科教員3人、日本文学科教員3人、美術学科教員2人、学務課長の計12人で構成され、平成19年度の例では、科目の新設、不正行為への対処方法、既修得単位認定方法の変更等、教育課程や教育方法に関する重要事項を審議し、その内容は議事録として残されている。

大学院教育に関する事項については、各研究科委員会及び大学院委員会において審議されている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

当該大学の教員組織編制は、各学部、学科の教育目標に基づくカリキュラムに対応した編制となっている。

教養教育に係る教員は、2つの学部にも所属しながら教養教育に携わっており、総合、人文科学、社会科学、自然科学、健康スポーツ及び外国語の6分野を担当している。

専門教育について、経済情報学部においては、教員は経済系、経営系、情報系のいずれかに位置付けられており、学部長が、上記3系の連携を図り全体を統括している。

日本文学科においては、教員は日本文学系、日本語学系、中国欧米文学及び関連科目を担当し、学部長が、それぞれの学系、専門科目の連携を図り全体を統括している。

美術学科においては、コース制を採用しており、日本画、油画、デザインの3コースに分かれている。実技系の専任教員は、いずれかのコースに所属しているが、コースに属さない理論系教員もいる。コース間の協力関係は密接であるが、各コースに主任教授を置き、コース運営上の責任を明確にしている。

大学院の教員組織も、上記と同様の考えに基づき編制されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成20年5月1日現在の専任教員数は、経済情報学部が28人、芸術文化学部が29人である。また、非常勤教員数は、経済情報学部が46人、芸術文化学部が77人、経済情報研究科が8人、日本文学研究科が3人、美術研究科が13人である。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

平成20年5月1日現在の専任教員数は、経済情報学部が28人（教授19人、准教授3人、講師6人）、芸術文化学部日本文学科が15人（教授7人、准教授5人、講師3人）、芸術文化学部美術学科が14人（教授6人、准教授4人、講師4人）である。

専門教育科目においては、必修科目は専任教員がほとんどの科目を担当している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

平成20年5月1日現在の研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 経済情報研究科：研究指導教員16人（うち教授16人）、研究指導補助教員2人
- ・ 日本文学研究科：研究指導教員3人（うち教授2人）、研究指導補助教員2人
- ・ 美術研究科：研究指導教員13人（うち教授6人）、研究指導補助教員1人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

平成20年5月1日現在の専任教員数は経済情報学部が28人で、その年齢構成は20歳代が1人、30歳代が2人、40歳代が6人、50歳代が9人、60歳代が9人、70歳代以上が1人となっており、高年齢層への偏りが見られる。芸術文化学部の常勤教員数は29人で、その年齢構成は30歳代が7人、40歳代が10人、50歳代が6人、60歳代が6人で年齢構成に偏りはない。外国人教員は経済情報学部で1人、女性教員は芸術文化学部で4人となっている。教員の採用は推薦、または一般公募によることとされている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための一定の措置は講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用・昇任については、尾道大学人事委員会規程に基づき学長を長とする全学の人事委員会が設置されており、人事に関する基本的事項を審議するとともに、各学部から提出される採用・昇任に関する具体的案件を検討、決定している。

各学部においては、教員の採用・昇任に関する基準が内規として定められており、教員の採用・昇任に当たっては、各学部の人事教授会により、採用委員会、審査委員会等が設置され、審査に当たっている。

採用・昇任に際しては、経済情報学部では、教育能力、研究能力及び社会的貢献に基づいて審査することとされており、研究業績については、評価基準の申し合わせが定められている。また、芸術文化学部では、教育能力及び研究能力に基づいて審査することとされている。

各学科の人事関連規程は制定されているが、全学的な観点からの整備と運用が十分とはいえない。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、運用されていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学では全学的な自己点検・評価委員会が組織され、継続的な点検・評価活動の一環として、学期末に「学生による授業評価」アンケートを行っている。その集計結果は個々の授業担当教員に報告されるとともに、教職員は調査結果全体を閲覧できる。また全学と学部、学科、分野別等の集計結果及びその分析結果は、『自己点検・評価報告書』で公表されている。それによると、評価が相対的に高い項目を、5段階評価の「4」と「5」の割合の合計で見ると、「教員の熱意」(64%)、「教員の声、言葉の明瞭さ」(64%)、「教員が、学習の目標、課題をはっきり提示」(61%)、「正確な専門知識・技術が学べる」(61%)、「時間通りに授業開始」(57%)となっている。

平成19年度からは非常勤講師の授業、少人数(20人未満)授業、演習・実習についても授業評価を行っている。

「学生による授業評価」に対する教員の対応状況や意見について、「授業改善と教育力向上調査」を実施し、その結果を冊子『授業改善と教育力向上』にまとめ、学生に公表している。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対する取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各教員の主な担当授業科目、研究活動の内容から、学士課程、大学院課程において、教育内容と関連する研究活動が行われていることが確認できる。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を遂行するに当たっては、事務局総務課(総務担当、財務担当、図書館担当)と学務課(教務係、学生係)の2課及び進路支援センターに30人(事務職員18人、嘱託職員7人、派遣職員4人、臨時用務員1人)の職員を配置し、業務を行っている。

学内の情報システム・ネットワークの運用に嘱託研究職員1人、嘱託職員1人、システム運用補助員として複数の学生アルバイトを配置している。また、多人数の実習授業を支援するための実習授業補助員(SA(Student Assistant))として、情報システムの知識を持つ学生アルバイトを配置している。

美術学科ではアトリエ以外に、写真スタジオ、木工室、金工室、版画実習室、資料室等の設備を有しており、こうした設備の管理運営のために、技術補助担当者が配置されている。大学院学生のTAも、彫刻実習、フレスコ画実習、テンペラ画実習等で活用されている。また、日本画、油画、デザインの各コースの運営は3人の嘱託助手によって支えられている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 経済情報学部教員の年齢構成はバランスが取れているとはいえない。
- 各学科の人事関連規程は制定されているが、全学的な観点からの整備と運用が十分とはいえない。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

尾道大学の教育理念・目標の下に、学部、学科ごとに教育理念・目標とアドミッション・ポリシーとして求める学生像が定められている。これらは入学者選抜要項に記載されて学内外に広く公表されるとともに、大学ウェブサイトにも公開し、広く周知している。また、大学院課程についても、研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。

これらのことから、入学者受入方針が定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

各学部、学科の求める学生像の趣旨に沿って学生を広く受け入れ、教育目標を達成するために、一般選抜（前期日程、後期日程）のほかに特別選抜を実施している。試験方法については、一般選抜では大学入試センター試験で総合的な学力を測りながら、個別学力試験又は実技試験において、各学科で学んでいく上での専門的資質を審査している。特別選抜では評定平均値等の出願資格を設けた上で、学科別の小論文試験を課し、また面接によって専門的資質、学習意欲を審査している。

大学院修士課程では前期と後期の2回の試験日程を設け、専門性の高い内容を中心とした試験に加えて面接試験を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

留学生、社会人、編入学生に関しては、一般学生と同一のアドミッション・ポリシーに則って受入を行っている。

私費外国人留学生選抜では小論文試験、面接試験及び日本留学試験を課し、小論文試験では、読解力、日本語文章能力、論理構成力を審査し、面接試験では当該大学で学ぶ上での日本語能力、専門的資質や意欲を審査している。日本留学試験は日本語能力やその他の基礎学力を評価するために行っている。美術学科ではこれらのほかに実技試験を行っている。

第3年次編入学学生選抜は、平成19年度に経済情報学科で実施し、平成20年度には経済情報学科に加え美術学科でも実施している。経済情報学科では、学力試験、面接、出願書類等から総合判定し、美術学科では、実技検査、小論文、面接、出願書類等から総合判定している。

外国人留学生と社会人を対象とした大学院入試について、経済情報研究科では一般選抜とは異なり、社会的経験の特性に配慮した受入方法を採用している。また、日本文学研究科でも、専門科目試験を課さず、小論文や面接を重視するなど、配慮した受入方法を採用している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜は、尾道大学委員会規程第4条に規定される入学者選抜実施委員会が入学試験全般を掌握し、その下に行われる。この委員会の委員構成は、経済情報学科教員4人、日本文学科教員3人、美術学科教員3人、事務局次長、学務課長となっている。また、審議事項は、学生募集要項の作成に関する事項、個別学力試験の実施に関する事項、個別学力試験の問題作成、管理及び答案の採点に関する事項、外国人留学生の受入に関する事項、入学試験に係る情報処理に関する事項、大学入試センター試験実施に関する事項、入試情報の開示に関する事項と定められており、各学科の選抜方法に対応することができるとともに、事務局を含め全学的な連絡が取れる体制になっている。

試験当日の実施組織として、学長を実施本部長とする試験実施本部が置かれ、選抜試験は試験実施本部と入学者選抜実施委員会との協同の下で行われる。

各選抜の合否判定は、合否判定資料を基に、各学部教授会が合否案原案を作成した後、評議会で合否が決定される。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証する取組は、当初は学部、学科単位で行われ、芸術文化学部日本文学科では開学以後の4年間にわたって学生の追跡調査を行い、現行の入試方式が有効であることを確認している。また美術学科では、同様の取組により改善すべき点を明確にした上、平成20年度入試より出題方式を変更している。

全学的には、平成18年度に入試制度検討委員会を組織し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入についての検証を行っている。その結果、経済情報学部の学生を対象に成績を含む就学状況の追跡調査が行われ、推薦入試制度の見直しと、改革案が提起されている。

大学院においては、授業における学生の反応や教育目標の達成状況を検討した結果を入学者選抜の改善に活かしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成16～20年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとお

りとなっている。(ただし、平成17年4月に開設された経済情報研究科(修士課程)、日本文学研究科(修士課程)及び美術研究科(修士課程)については、平成17～20年度の4年分。)

〔学士課程〕

- ・ 経済情報学部：1.11倍
- ・ 芸術文化学部：1.07倍

〔修士課程〕

- ・ 経済情報研究科：0.59倍
- ・ 日本文学研究科：0.62倍
- ・ 美術研究科：1.06倍

なお、経済情報研究科(修士課程)及び日本文学研究科(修士課程)については、入学定員充足率が低い。

経済情報研究科では、入試制度検討委員会を設置して検討した結果、平成21年度入試からの試験科目の大幅な削減など、入学者確保に向けた取組を実施している。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は、大学院の2つの研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 芸術文化学部では入学後に学生の追跡調査を行い、その結果を入学者選抜の改善に活かしている。

【改善を要する点】

- 大学院の2つの研究科において、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教育課程は学則第 27 条に基づき、教養教育科目及び専門教育科目で編成され、両科目についての履修基準が学部、学科ごとに学生便覧に示されている。

教養教育科目は、総合科目、人文科学科目、社会科学科目、自然科学科目、健康スポーツ科目、外国語科目に区分され、各学部、学科の履修基準に従って履修するものとして実施されている。

専門教育科目について、経済情報学部経済情報学科では、専門基礎科目、共通専門科目、演習及び経済系、経営系、情報系ごとに主要専門科目が配置されている。芸術文化学部日本文学科では、学部共通科目、日本文学系、日本語学系、中国欧米文学、関連科目、演習・卒論が配置され、同美術学科では、学部共通科目、専門基幹科目、基礎造形科目、関連科目と日本画、油画、デザインのコースごとの専門実習科目があり、各コース共通の必修科目として「古美術研究（演習）」と「卒業制作」が配置されている。これらの専門教育科目についても、学部、学科ごとに履修基準が示されており、分野の配置とそれぞれの最低履修要件、また必修科目の配置や各科目の学年配当等、系統的な学習と各分野のバランスに配慮されている。

教養教育科目、専門教育科目を含め、学部、学科、コースごとに履修モデルが示され、これらを参考にして科目の選択が行えるようになっている。また、美術学科では制作実習の性格上、午前中に教養教育科

目や講義形態の科目を揃え、午後に制作に当てられるような配慮がなされている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

経済情報学部では、①経済・経営・情報の3分野の基礎知識・技能をあわせ学ぶために、「経済学入門Ⅰ（マイクロ）」、「経済学入門Ⅱ（マクロ）」、「簿記原理Ⅰ」、「情報活用基礎Ⅰ」を、②経済・経営分野において情報技術を活用するために、「経済経営情報演習」、「経営情報論」、「経営シミュレーション」を、③情報技術に重点を置いて学ぶ学生に対して、専門的知識を与えるために、「情報システム設計論」や「情報システム設計実習」を開講するなど、学部の教育目標に沿った内容が盛り込まれている。

日本文学科では、学科の教育目標に沿って、まず、各分野の学問を学ぶ基礎力を付けるために「日本文学概論」、「日本語学概論」、「中国文学概論」、「欧米文学概論」、概論に続く基本学問の柱として「日本文学史Ⅰ（上代）」～「日本文学史Ⅴ（近代）」と「日本語史」、講読として「日本文学講読Ⅰ（上代）」～「日本文学講読Ⅵ（近現代）」と「中国文学講読」、講義として「日本文学講義Ⅰ（上代～中世）」～「日本文学講義Ⅳ（近現代）」、「日本文学特殊講義」、「日本語学講義Ⅰ（古典語）」～「日本語学講義Ⅳ（現代語）」、「中国文学講義」、「欧米文学講義」、基礎演習として「古典文学基礎演習」、「近現代文学基礎演習」、「日本語学基礎演習」、上級学年では各分野の専門演習と学科における学習の集大成として卒業論文が課されている。

美術学科では、1年次に全般的な基礎造形能力の養成を図ったのち、2年次より日本画、油画、デザインの3コースに別れ、学年ごとに通年の実習カリキュラムが組み立てられるとともに、これとは別に、自由に選択できる実習科目も設定されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各学部、学科における授業科目の内容から、それぞれの分野における研究成果が具体的に反映されていることを確認することができる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生に対する教育課程の制度上の対応として、まず、教養教育における開放科目の設置、編入学生の受入（経済情報学部と美術学科）及び既修得単位の読替認定等が行われている。学習・研究上のモチベーションの維持という観点からは、自主学習の便宜を図るための学内施設の開放や、補充教育として自主ゼミ、学科主催の講演会、学科構成員を中心とした学会活動等が行われている。

職業への意識を高めるため、平成19年度より1年次学生向けの全学共通教養教育の総合科目として、「キャリア形成入門」を新設し、インターンシップによる単位認定も行っている。また、教職課程、学芸員資格取得課程を設置し、これらの課程においても学生サポートの拡充を図っている。

学科別の事項として、日本文学科では修士課程との連携を図るため、卒業論文の中間発表会を修士論文の中間発表会と合同で行っている。美術学科では、展覧会等への引率付見学や、デザイン関連会社の訪問、教員の仲介やバックアップにより地域からの要請を受けて学生が展覧会やイベント等に参加するなどの補充教育が行われている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

各学科とも学生生活全般の指導のためにチューター制を採っており、履修等に関する相談も可能である。日本文学科ではチューター教員、学年担当教員という2つの面から、履修指導が行われている。

学生の自主的な学習のために、附属図書館のほかにパソコン教室や自習室の開放、CG実習室、資料室、アトリエ等の授業時間外使用が認められている。

各学科とも年間修得可能単位数の上限を、原則として47単位とするとともに、経済情報学部と芸術文化学部日本文学科ではGPA（Grade Point Average）を採用しており、学生の修得した単位の質的内容を評価することが可能である。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

各学科とも教養教育では講義が主となっているが、専門教育では演習を十分に取り入れており、講義・演習・実習のバランスに配慮がなされている。演習や実習はほとんどが少人数クラスで行われており、講義でも1クラスが300人を超えるものはない。

学習指導法として、経済情報学科では専門演習においてフィールド型授業、基礎演習や情報関連の授業において多様なメディアを高度に利用した授業、演習や実習にTAやSAを活用するなどの工夫がなされている。日本文学科では入学定員50人に対して専任教員15人が配置されているため、授業全般が少人数教育でなされており、フィールド型授業のほかに対話・討論型授業や複数学年混交編成の授業も行われている。美術学科でも入学定員50人に対して専任教員14人が配置されているため、フィールド型授業を多く取り入れるとともに、少人数・対話型授業が行われている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各学部、学科とも、教養教育科目及び専門教育科目について、一部実習科目を除き、授業科目名、担当教員名等のほか、授業の方針、授業の概要、授業の計画、成績評価の方法、履修に当たっての留意点等を

記したシラバスを作成し、学生に配付して、ウェブサイト上でも公開している。美術学科の一部の実習科目に関しては、実習科目中に複数の課題があり、シラバスで内容を詳述すると煩雑になることから、課題シート、及び年間カリキュラム表を配付してシラバスの補足を行っている。

各学期末の「学生による授業評価」アンケートにおいて、「シラバスは分かり易く適切なものであったか」、「授業はシラバス通りに進められたか」の2点を問うており、各教員は学生の意見の反映に努めることが求められている。平成19年度後期の結果は全学集計で、5段階評価の「3」の評価が58%と6割近くを占め、「4」が19%前後、「5」が14%と、他の項目に比べ評価が最も低い。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、おおむね活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生の自主学习への配慮・支援として、パソコン教室や自習室の開放のほか、CG実習室、資料室、アトリエ、各種工房設備等の授業時間外使用が認められているが、時間延長を望む学生が多い。また、一部の授業では講義内容の電子ファイルをウェブサイトからダウンロードできるようにし、授業の予習・復習と欠席した場合の授業内容の理解に役立てている。このほかにも正規の授業ではないが、自主ゼミの開講、教員研究室の研究書籍貸出、補充教育等が行われている。

基礎学力不足の学生への配慮としては、チューター制度により学習相談をはじめ成績不振者に対する指導が行われている。また、経済情報学部では、基礎学力を身に付けることに比重を置いた授業科目として「教養数学」を開講している。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

単位の認定と成績評価基準の基本方針は学則第29条に定められている。学則を含めこれらの基準は学生便覧の中で詳細に説明され、学生に周知されている。また、シラバスの中で各授業科目の具体的な成績の評価方法が明記されている。

卒業認定及び学位の授与については、学則第40～42条に定められている。修業年限、修得すべき単位数等の卒業要件については、学科、コースごとに学生便覧の中で説明されており、ガイダンスでも学生に周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価は各授業科目の内容に応じて、試験、レポート、発表内容、授業への出席等を総合的に判断し、

10段階評価で行われている。各授業科目の成績評価基準は学生便覧に、評価方法はシラバスに記載されている。

卒業論文は、経済情報学部ではゼミ担当教員が、日本文学科では主査と副査が合否判定を行っている。美術学科の実習科目については、講評会を開き複数教員で成績評価を行っている。

卒業認定については各学部とも教授会の審議事項として扱われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各授業科目の成績評価基準は学生便覧に、評価方法はシラバスに記載されており、学生が成績評価基準の客観性、妥当性を確認することができる。

成績評価に疑問が生じた場合は、チューターとの個別相談もできるが、教務係を通した成績疑義申立て制度があり、学年別オリエンテーションでその周知が図られている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院学則第2条の目的に基づき、研究科ごとの養成しようとする人材像及び授与する学位（修士）に従って、当該学問分野や職業分野における専門家育成のため教育課程を編成している。

経済情報研究科の教育課程は、共通の基礎科目と経済系、経営系、情報系の選択科目で編成されている。また5つの履修モデルが示されており、進路に応じて体系的に学ぶことができる。

日本文学研究科の教育課程は、共通科目として、日本文学・言語文化全般についての総論を置き、基本科目として日本文学・日本語学・漢文学の3分野の演習・特講を必修科目としている。さらにこの3分野に加えて、選択科目（特論）として、米文学・英語学・比較文学・地域文学・文芸創作等の科目、関連科目（特論）として、語学実践・哲学倫理学・心理学と「研究指導（論文指導）」で編成されている。

美術研究科の教育課程では、制作研究の主軸となる専門実習科目に加え、理論的基盤と幅広い技能を修得するための基礎理論科目と専門演習科目で編成されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科の授業については、シラバスのほかに大学院案内にもすべての科目について講義等の内容が記載されている。

教育課程の編成に際しては、学問分野及び社会の要請に対応するため、継続的な検討・改善が行われており、例えば、経済情報研究科では税理士志望の社会人が多いことから、平成19年度より「税務事例特論」の科目を新設している。

日本文学研究科では、日本文学・日本語学・漢文学の3分野にまたがる共通科目としてのオムニバス形式の「日本文学・言語文化総論」と、各分野についての特講、演習を必修とすることで幅広い知見と高度な専門的知識の修得を目指している。さらに比較文学・地域文学等関連する選択科目を設け、国際化・多

様化した地域社会に対し貢献できる人材の育成を図っている。

美術研究科では、専門実習科目で制作とそれに対する指導の時間を十分確保するとともに、基礎理論科目及び専門演習科目で必要な学識と技術の涵養が図られている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

各研究科、専攻における授業科目の内容から、それぞれの授業の内容に基礎となる研究の成果が反映されていることが確認できる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学生の自主的学習を支援する施設として、パソコン教室や自習室の開放のほか、CG実習室、資料室、アトリエ等が授業時間外にも使用が認められている。

学生は、研究指導教員から個別相談、履修指導を受けることができ、授業時間外の自主学習についてもサポートを受けることができる。シラバスには電子メールによる質問を受け付けることや、予習・復習についての注意書き等の記載もある。

各研究科とも、大学院学生は研究計画書を基に担当教員と面談を重ね、教員間の連携を含む指導を受けている。修士論文指導（経済情報研究科、日本文学研究科）又は修了制作指導（美術研究科）においても計画的な研究遂行について指導が受けられる。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間大学院は設置していないが、経済情報研究科においては社会人を積極的に受け入れるために、大学院設置基準第14条に定める特例に基づき、設置当初から18時以降の夜間及び土曜日の開講を学生の要望に応じて行っている。

これらのことから、社会人学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科における講義、演習、実習のバランスは、経済情報研究科と日本文学研究科では講義と演習が、約3対1の割合、美術研究科では、講義、演習、実習が、28%、17%、56%の比率となっている。

経済情報研究科では社会人を積極的に受け入れていることもあり、学習指導法の工夫として、理論と実践の連携、実務体験の活用、行政経験の活用等を取り入れている。日本文学研究科では研究目的に沿って、講義、演習等の授業形態を採り、いずれも対話、討論型授業を展開している。美術研究科では制作を主眼とし、専門実習科目を中心に、基礎理論科目、専門演習科目を組み合わせて履修する編成になっている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

年度ごとにシラバスが作成されており、授業科目名、担当教員名等のほか、授業のテーマと目標、授業内容と計画、成績評価の方法、教科書・参考書、履修上の注意等が記載されている。ただし、美術研究科の実習科目については、その特性上シラバスを作成せず、課題前に口頭での指導やカリキュラムシートの配付を行っている。

シラバスの活用状況等については、まだ組織的調査は行われておらず、今後の検討課題となっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿ってシラバスが作成され、おおむね活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

各研究科とも、各学生が各自の研究課題に応じて届け出た研究指導教員の希望を考慮して、研究科委員会が研究指導教員を定めている。経済情報研究科では、指導教員の研究指導に関する方針はシラバス（授業科目名「研究指導（論文指導）」）に記載されている。

経済情報研究科では、修士論文作成の前段階として、1年次で「研究演習」を履修し、問題意識の涵養、分析手法の修得に努め、2年次に「研究指導（論文指導）」が行われる。日本文学研究科では、共通科目、基本科目、選択科目、関連科目の4科目を有機的に展開した上で、修士論文作成のための研究指導がなされている。美術研究科では、学生は各自の研究計画書を基に指導教員と協議を重ね、計画的に研究に取り組んでいる。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

経済情報研究科では、1年次で「研究演習」を履修し、問題意識の涵養、分析手法の修得に努めた後、2年次に「研究指導（論文指導）」が行われる。また、教員の連携による指導も行われている。日本文学研究科では、学生の研究領域、研究テーマによっては、主査を務める指導教員と具体的な指導・助言を与える担当教員との複数教員による指導が行われている。美術研究科では複数教員による指導体制が確立している。また学生は、学部授業のTAを通じて専門技術や指導方法を体得している。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

研究科ごとに定められている細則で、研究科によって表現は多少異なるが、「研究科委員会は、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために、入学後速やかに学生ごとに指導教員を定める。」と明記されている。

経済情報研究科及び日本文学研究科では修士論文作成の指導は、研究指導教員が担当学生に対して1年次に基礎的な力の養成を、2年次に「研究指導（論文指導）」を行っている。美術研究科では修了制作に関する指導は、コースごとに複数教員によって行われている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価については、大学院学則第25条の2に一般的規定を定めており、その具体的運用が、経済情報研究科及び日本文学研究科では学生便覧の中の履修案内で説明されている。美術研究科では成績評価に関する規程の明文化が遅れているが、他研究科に準ずる形で実際の運用が行われている。

修了認定基準は、大学院学則第36条に規定されており、かつ履修案内で説明されている。

学生便覧に記載されている事項については、研究科が定めた Semester ごとのガイダンスと指導教員による研究指導の機会を通じて、繰り返し周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

各授業科目における成績評価、単位認定の方法については、学生便覧と大学院シラバスに明記されている。

美術研究科の専門実習科目では、成績評価が複数の教員によって行われ、また、それに先んじて公開の講評会が持たれる授業が多く、評価の透明性を高めるものとなっている。

修了認定は、経済情報研究科及び日本文学研究科では、単位修得状況、論文審査及び口頭試問による最終試験に基づき、また、美術研究科では、単位修得状況、修了制作及び副論文の審査の結果に基づき、それぞれ研究科会議によって行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

学位論文の審査は、経済情報研究科では、大学院担当教員3人（主査1人、副査2人）、日本文学研究科では、大学院担当教員3人以上（主査1人）、美術研究科では、大学院担当教員（主査1人）が審査会を組織してその査読に当たり、その後、審査会構成員が審査員となって口頭試問による最終試験を実施している。

日本文学研究科では、当該研究科教員（研究指導教員、授業担当教員）の参加による公開の場での経過報告が課せられており、3段階（中間発表・論文査読・口頭試問）による審査体制が整備されている。また、美術研究科では、講評会若しくは口頭試問が行われ、学生が意見を述べる機会が与えられている。論文審査の結果は、各研究科とも学内公開の場で報告されている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するために、経済情報研究科及び日本文学研究科では成績評価基準・方針が公開されており、論文審査（美術研究科では、修了制作及び副論文の審査）では、公開の場での報告の義務付けと複数人体制での審査会による査読・審査と口頭試問等が行われている。修了認定は審査会の報告を受けて研究科委員会の議を経て行われている。

学生は、成績評価の結果に対して疑義がある場合に、授業担当教員へ直接申立てる以外に、指導教員への相談や教務係を通じての疑義申立てを行うことができ、教員には回答の義務があることになっている。

これらのことから、成績評価の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学が大学全体として、また、各学部、学科、及び各研究科として養成しようとする人材像については、大学案内、大学ウェブサイト、入学者選抜要項等に記されている。

これらの教育目標の達成状況を検証・評価する組織的な取組として、全学的なものでは自己点検・評価委員会による「学生による授業評価」や「卒業生アンケート調査」、就職委員会による「企業訪問」、「企業との懇談会」、「卒業時学生アンケート」が実施されている。

教養教育についての成果・検証は教務委員会で行われており、これに基づいて、平成 19 年度より「キャリア形成入門」、「色彩論」、「TOE I C I」、「TOE I C II」の教養科目を新規に開設し、また、開放科目として他学科専門科目を教養科目として履修できる制度を導入している。

各学部、学科の取組として、経済情報学科では「GPAの採用と分析」と「単位修得状況調査」、日本文学科では「卒業論文や文芸創作での教育成果の検証」と「自主ゼミ活動」、美術学科では「作品の質としての教育成果の検証」と「学生による主体的な制作活動状況の把握」等が実施されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 13 年度の開学以降、入学者数に対する標準修業年限内の卒業生数の比率は、全体では 90%前後で推移している。また、平成 17 年度以降の留年者、休学者、退学者の合計は、全体では 5%以下で推移している。

教員免許取得、学芸員資格取得、教職等への就職について、一定の成果を上げていることが確認できる。また、平成 19 年度の初級システムアドミニストレータ、日商簿記 2 級、基本情報技術者試験等の資格取得奨励金給付制度を活用した資格取得者は、合計で 24 人であった。

美術学科での卒業制作・修了制作の中には、展覧会開催や受賞・入選につながるものもあり、また、日本文学科での卒業論文・創作の中には、査読を経て学会誌『尾道大学日本文学論叢』に掲載されているものもある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、一部の実習科目を除き、各科目の最終授業の頃に「学生による授業評価」アンケートが行われている。このアンケートは15項目からなるが、そのうち、本質的な教育の効果を知る手がかりになると思われる4項目、すなわち「3. この授業における予習、復習や授業態度などを総合してあなたの自己評価をしてください」、「6. 授業の内容は興味深いものでしたか」、「8. 正確な専門知識・技術が学べる授業でしたか」、「15. この授業に対する総合評価を示してください」に関する平成19年度のアンケート結果において、質問事項に対して5段階評価のうち「5」若しくは「4」の満足度を示す回答数の割合が、全学平均では「3. 自己評価」については33%、それ以外の3項目については56%~59.5%となっている。教養科目については、同じく「3. 自己評価」が33.5%、それ以外の3項目については52.5%~55.5%で、授業に対する学生の満足度はおおむね高い。

学科ごとの分析結果について、経済情報学科では「3. 自己評価」が31.5%、それ以外の3項目が52%~60.5%、日本文学科では「3. 自己評価」が30%、それ以外の3項目が66.5%~68.5%、美術学科では「3. 自己評価」が44.5%、それ以外の3項目が76%~82.5%となっており、授業に対する学生の満足度はおおむね高いことがうかがえる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程卒業者の約8割が就職希望者で、就職希望者の就職決定率は最初の卒業生を出して以後、これまで95%台を維持しており、平成19年度は97.2%となっている。

業種別では、経済情報学部は、卸・小売業、金融・保険業、情報通信業等、芸術文化学部は、卸・小売業、サービス業、製造業等となっている。

進学先については、経済情報学部では尾道大学大学院に限らず他大学大学院や専門学校への進学者が多い。芸術文化学部では日本文学科、美術学科とも尾道大学大学院進学が多くを占めているが、他大学大学院へも進学している。

大学院修士課程の修了生については、まだ第2期生が修了したところであるため、定量的な面から判断できる状況ではない。経済情報研究科では民間の企業へ就職しているが、日本文学研究科及び美術研究科では創作活動に入る者のほかに、高等学校や大学の教職に就いている者もいる。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度に、平成18年度卒業生に対し、当該大学での教育についてアンケート調査が行われた。集計結果は、「大学で学んだことが現在役立っている」とする回答の割合が68%となっている。このほかにもアンケートでは「大学時代の経験で、現在役立っていること」、「大学が力を入れるべきこと」、「尾道大学に期待すること」、「後輩へのアドバイス」の項目について、多くの選択肢の中から当てはまるものを選ぶ（複数可）形で回答を求め、結果の分析を行っている。

就職先からの意見聴取としては、企業との懇談会に、学長をはじめとする教職員が出席し、大学の教育理念や教育方針を説明するとともに、企業側から卒業生の勤務状況や大学教育に対する意見・要望を聴取

している。

また、夏季休業中、教職員が企業を訪問し、企業の求める人材、卒業生に対する評価・意見、さらに大学への要望・意見等を聴いている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- | |
|---|
| <p>7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。</p> <p>7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。</p> <p>7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。</p> |
|---|

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
--

学年始めに、新入生に対して宿泊セミナーを開催し、授業科目、履修方法を学生便覧等の資料を用いて説明している。その他の学生に対しては、学科別にオリエンテーションを行っている。また、3年次編入学生のオリエンテーションは別に行っている。

最終学年の学生が卒業要件を充足できるかについての点検を教務委員会が行い、登録ミスがあれば個別指導をしている。その他学部学生には指導教員がチューターグループ会合やオフィスアワー、学業成績通知書配付時に履修指導を行っている。また、教務係職員が窓口でも個別指導を行っている。さらに、経済情報学科における専門演習、日本文学科における卒業論文ゼミ、美術学科におけるコースの選択の際には各学科で履修指導を行っている。

大学院学生に対しては、学年始めのオリエンテーションに加えて、研究指導教員からも履修指導が行われている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。
--

学習相談に応じ必要な助言を行うため、チューター制度を設けている。学生約5～10人に1人の割合で原則として全教員が指導教員となる。日本文学科では、学年担当教員も定めており、二重の指導体制を採っている。

指導教員はオフィスアワー、前・後期の学業成績通知書配付時、進路支援の機会等のほか、随時、電子メール、電話、手紙、面談等で相談を受け必要な助言を行っている。経済情報学科1年次学生は、必修科目「基礎演習Ⅰ」のクラスが同時にチューターグループとなり、前期は毎週指導教員と顔を合わせている。経済情報学科及び日本文学科の教員は週1時限のオフィスアワーを設けている。美術学科では特にオフィスアワーは設けず、随時、教員に相談することが可能である。また、詳細な『チューターの手引き』を作成し、全教職員に配付して、きめ細かい指導を行っている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握は、主として指導教員との個人懇談や学期末の「学生による授業

評価」アンケートによって行われている。また、毎年6月に学生アンケートを集約した結果を基に、学長が会長となり、全学生が加入している学友会組織の下で、大学と学生の代表による定期協議の場「連絡協議会」を開催して、ニーズの把握とそれへの対応がなされている。また、事務室前に設置された意見箱への投書からも学生の要望や意見の把握に努めている。

大学院学生の学習支援ニーズの把握は、研究指導教員との懇談によって行われている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対しては、指導教員が学習面の相談、助言等を行っているほか、外国人教員も相談に応じている。また、学年始めと12月の年2回、留学生交流会を開催し、留学生が気軽に教職員に相談できるような場を設けている。さらに、留学生が一堂に会することで「留学生会」による新入生歓迎会や情報交換による相互扶助の活動を支援している。

社会人の大学院学生には、長期履修制度を設けているほか、平日の夜間と土曜日の開講により勤務との両立に配慮している。また、研究指導教員及び大学院運営委員の教員が学生の個人相談に応じている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自習用のスペースとして、附属図書館閲覧室（平日は9時から20時まで、土曜日は9時から17時まで）、学生会館内の学生ラウンジ、多目的教室、課外教室（いずれも平日は9時から21時まで、土曜日は9時から17時まで。ただし、B棟1階の学生ラウンジに関しては、平日8時30分から20時まで）、及びミーティングルーム（平日のみ9時から19時まで）が使用できるほか、パソコン教室（13号教室は平日の授業のない時で8時30分から22時まで、C3・C5教室は平日の授業のない時で8時30分から18時まで）、共同研究室、一般教室（平日21時まで）等が使用できる。しかし、アトリエ等については自主的に使用できる時間の延長を望む学習意欲の強い学生が多い。

これらのことから、自主的学習環境が十分とはいえないまでも整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動支援で規模が大きいものは、学友会（執行委員会、部、同好会）の運営に対するもので、会費の徴収、部室やグラウンドのフェンス、器具庫など施設の設置、活動に必要な設備・備品の整備と更新、対外試合会場への専用マイクロバスの運行、参与教員の配置と活動旅費の補助、団体表彰等を行っている。そのほかに、チューター会合補助金の支給、個人表彰制度、資格取得奨励金の支給等を行っている。

これらのことから、課外活動への支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の身体面の健康相談には医務室、学校医（内科）が対応し、精神面の健康相談にはチューター、医務室、非常勤カウンセラー（臨床心理士）が対応している。生活相談には、チューターを中心に学生係、総務係、また必要に応じて学長補佐、副学長が対応している。進路相談にはチューター、進路支援センターの職員等が応じている。セクシュアル・ハラスメントに対しては「尾道大学セクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する規程」を定め、その下に相談員が置かれている。これらの各種相談窓口は学生便覧に記載され、オフィスアワーとセクシュアル・ハラスメント相談員氏名は掲示により周知されている。

当該大学では、就職支援に積極的に取り組んでおり、就職ガイダンス・就職実戦講座をはじめ、公務員試験対策や資格取得対策の課外講座も開設している。

企業に対する取組として、大学と企業との懇談会を開催して、大学の教育理念を企業に伝えるとともに、企業が求める人材を聴く場や、学内において合同企業説明会を開催して、学生と企業の接点の場を設けている。さらに、教職員が夏季休業中に企業を訪問し、企業開拓、就職先企業のフォロー等を行っており、その数は平成15～19年度の5年間で773社に及んでいる。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、適切に機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

生活支援等に関する学生のニーズは、学生代表と大学代表とが学生生活全般について協議する学生主催の連絡協議会や事務室前に設置された意見箱への投書等から把握している。このほかにも、指導教員との懇談や、医務室、学生係、教務係、総務係、進路支援センター等学内各部署の窓口業務を通して把握に努めている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生への生活支援等は学生委員会、指導教員、学生係で対応している。各種外国人留学生奨学生募集の案内は学生係、推薦書作成は指導教員が担当している。学長補佐及び学務課が政府間協定による医療、税制等に関する留学生への支援情報を印刷し、配布している。宿所の紹介や就職相談は一般学生と同様の扱いとなっている。

障害のある学生への生活支援としては、施設・設備のバリアフリー化、自動車通学の支援、車椅子利用者を支援する学生の募集等を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金の大部分は日本学生支援機構からのものであるが、民間や地方公共団体、当該大学後援会資金によるものもある。平成19年11月21日現在、学部学生の約5割（1年次学生176人、2年次学生180人、

3年次学生 161 人、4年次学生 142 人)、大学院学生の約4割(1年次学生 4 人、2年次学生 12 人)は何らかの奨学金を受給している。

経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、授業料の減免若しくは徴収猶予の措置がある。私費外国人留学生に対しては、自動的に授業料及び後援会費の2分の1が減額される。

平成 19 年度より、成績優秀学生奨学制度、資格取得奨励金給付制度が始まり、優秀な成績を収めた者には、修学に使用することを目的とし、年額 10 万円が支給され、資格取得者には、奨励金が支給されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- チューター制度を設けるとともに、詳細な『チューターの手引き』を作成し、全教職員に配付して、きめ細かい指導を行っている。
- 学長が会長となり、全学生が加入している学友会組織の下で、大学と学生の代表による定期協議の場「連絡協議会」を開催して、ニーズの把握とそれへの対応がなされている。
- 企業が求める人材を聴く場や、合同企業説明会を開催して、学生と企業の接点の場を設けている。また、教職員が夏季休業中に企業を訪問し、企業開拓、就職先企業のフォロー等を行っており、その数は平成 15～19 年度の5年間で 773 社に及んでいる。

【更なる向上が期待される点】

- 施設・設備の授業時間外での使用が認められてはいるが、利用時間の更なる延長を望む学習意欲の強い学生が多いことへの対応が期待される。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

校地面積 48,290 m²、校舎等の施設面積は 20,174 m²を有しており、これらは大学設置基準に適合するものである。

短期大学から改組転換して平成 13 年度に開学した際、4 年制の大学に対応できるよう校舎の増築・改修及び美術系学科の新設に伴う美術学科棟、金工・木工・塗装の各工房の新設を行った。その後、隣接する住宅跡地をグラウンドとして活用し、また、平成 19 年度からは閉校された近隣の小学校が大学所管となったため、そのグラウンドは硬式野球用に、体育館に部室を設置して体育の授業及び運動クラブの活動用に、そして、その校舎は吹奏楽部等音楽系のクラブ活動用と一部は美術の工房として活用するなど、整備を進めている。

平成 19 年度に、元民間の美術館が大学所管となったため、尾道白樺美術館 [尾道大学] として開館し、平成 20 年度から人員を配置して学生及び教員の作品の展示や市民を対象とした公開講座の会場等として利用するなど、美術学科の教育と実践の場として活用することとしている。

また、平成 13 年度以前からの施設・設備については、エレベーターやスロープを設置するなど、計画的にバリアフリー化を図っている。

現在、大学の主要施設としては、講義室 17、実習室 25、パソコン教室 3（パソコン 195 台）、研究室 57、共同研究室 4、大学院研究室 3、自習室 1（パソコン 61 台）、資料室 3、及び附属図書館と美術館が各 1 である。これらは大学設置基準には適合するものの、講義室や福利厚生施設等の不足、研究室や附属図書館が狭隘であるなどの課題は残っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備がおおむね整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

教育研究用の情報ネットワークは、情報処理研究センター規程に基づき、情報処理研究センターが管理運営している。

教育用情報システムとして情報処理研究センターが管理する実習用教室は、C 5 教室（教員用を含めバ

ソコン 80 台)、C3 教室 (54 台) 及び 13 号教室 (61 台) の 3 教室で、授業は C 棟の 2 教室で行い、13 号教室は自習のために平日 22 時まで学生に開放されている。

情報処理研究センター以外では、美術学科に CG 教室があり、Apple 社製 i-Mac55 台と CG 教室用のサーバ等が設置されている。この CG 教室では画像・映像・アニメーション等のコンピュータを用いたデザイン実習授業が行われている。その他の部局についても、附属図書館や進路支援センター等にパソコンが設置され、学生が蔵書検索、インターネット、オフィスソフト等を利用して自習等ができるようになっている。

情報ネットワークの利用状況が一覧表として示されており、有効に活用されていることが確認できる。

教員の教育・研究面のニーズや学生のニーズは情報処理研究センター運営委員会が把握し対応することとしており、これまで、印刷制限枚数やホームフォルダ容量の上限の拡大、一般教室へのパソコンプレゼンテーション設備の設置、学外への蔵書検索サービスの提供等の対応がなされている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

附属図書館、学生会館、体育館、パソコン教室、一般教室等の施設ごとの使用時間、利用方法については、学生委員会及び事務局で協議の上決定され、その内容が学生便覧に掲載されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は、平成 20 年 3 月末現在、和洋書合わせて約 124,000 冊、和洋雑誌 336 種のほか、視聴覚資料 1,300 余点、ビデオテープ、CD-ROM、マイクロフィルム等の視聴覚教材を備えている。職員は、兼任の附属図書館長と専任職員 2 人と派遣職員 2 人を配置している。

提供サービスとしては、OPAC システムによる附属図書館内の蔵書検索が、館内の蔵書検索用パソコンあるいはインターネットに接続された学内外のパソコンからできるようになっている。また、学内利用者には OPAC 上から資料の予約、貸出・予約状況照会等ができる。さらに、ウェブブラウザを使って雑誌論文をパソコンで読める電子ジャーナル (ProQuest)、QR コード対応の携帯電話からの蔵書検索等の各種サービスも提供している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス (ILL) に参加しており、全国の大学・研究機関と相互貸借・文献複写の協力体制ができており、活用している。また、尾道市立図書館や、広島県内の公共図書館との相互貸借業務も行っている。

図書館運営は、各学科代表の委員及び附属図書館正規職員で構成する図書委員会が原則として毎月開催され、購入資料の選定、利用上の改善策等、図書館運営全般について協議し、実施している。

図書、雑誌、視聴覚教材等の購入金額は、平成 16 年度 37,842 千円、平成 17 年度 33,058 千円、平成 18 年度 39,066 千円である。開館時間は、平日は 9 時から 20 時まで、土曜日は 9 時から 17 時までであり、貸出利用者数 (学生) は平成 16 年度 4,600 人、平成 17 年度 4,835 人、平成 18 年度 5,136 人、平成 19 年度 4,811 人となっている。附属図書館閲覧室の座席数は 128 席である。

これらのことから、教育研究上必要な資料が整備され、活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 講義室や福利厚生施設等の不足に加え、研究室や附属図書館が狭隘である。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況や活動の実態を示す学籍関係書類、カリキュラム、授業担当者、成績、進級・卒業・学位授与状況等のデータや資料は、事務局学務課によって収集され、蓄積されている。卒業論文は一定期間、修士論文は永年保存されている。(ただし美術学科では、卒業・修了作品は返却し、修了の副論文のみ保存。)

また、平成15年度後期から導入された「学生による授業評価」アンケート結果も、集約・製本され、保存されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生からの意見は「学生による授業評価」、学生代表と大学代表とが学生生活全般にわたって毎年協議を行っている連絡協議会、「学生生活実態調査」及び事務室前に設置した意見箱への投書等によって聴取されている。

「学生による授業評価」への各教員の対応については、冊子としてまとめられた『授業改善と教育力向上』に教員ごとに具体的に示されている。

連絡協議会において聴取された多くの意見への対応については、その報告書に詳細に記されている。また、「学生生活実態調査」で得られた意見への対応状況については、学生委員会から「学生生活実態調査結果」として報告されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業生に対するアンケート調査が平成19年度に行われ、その結果が集計され、まとめられている。

企業との懇談会や企業訪問において聴取した意見の要旨が、文書化され、閲覧に供されて、学生の就職活動に活かされるほか、就職委員会での検討材料としても活用されている。また、『自己点検・評価報告書』に要約された形で反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されてい

ると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

授業評価アンケート等、評価データを集計する中核的組織として自己点検・評価委員会が置かれており、また、就職委員会、進路支援センターも卒業生就職先の企業等学外関係者の評価、意見・要望等の集約を行っている。これらの内容は定期的に教授会に報告され、教務委員会、FD委員会、将来構想等委員会を中心として、教育の内容と質の向上に向けた取組が行われている。

このような全学的な取組を踏まえて、各学部、学科においてもそれぞれ全学委員会に対応する学部、学科ごとの委員会等において、必要に応じて審議事項を設定し、改善策を協議している。

このような取組によるこれまでの改善実績として、教職課程の設置と拡充、インターンシップ、カリキュラム・履修条件の改定、開放科目の設置、科目の新設による新カリキュラムへの移行、シラバスの改善、単位認定の弾力化、資格取得奨励金給付制度の創設、推薦入試制度の見直し等が挙げられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

平成20年3月に冊子としてまとめられた『授業改善と教育力向上』に、各教員の「学生による授業評価」アンケートの結果に対する対応状況が記されており、「板書の字の大きさについて小さいとの指摘があったので、翌年度からは、字の大きさに注意して板書している」、「シラバスが分かりにくいとの意見があったので、分かり易い内容に書き換えた」等、各教員の対応状況を確認することができる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っているとして判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）による改善実績としては、インターンシップの対象学年拡大、開放科目設置、課外講座実施、GPA導入、学科ごとのFD委員会設置等の事例があり、それらから学生や教職員のニーズが反映されたものであることを確認できる。また、平成20年3月に冊子としてまとめられた『授業改善と教育力向上』においては、個々の教員が取り組んだテーマの概要とその成果や課題を見ることができる。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

カリキュラム関係でのFDによる授業改善の実績として、教職課程の拡充、履修条件の改定、科目の新設、シラバスの改善、単位認定の弾力化等の事例を確認することができる。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援を行う職員に対しては、公立大学協会等が開催する各種研修会や尾道市が開催する職員研修に参加させている。また、嘱託職員等に対しては、学内で開催される研修会へ参加させている。

教育補助を行う実習補助担当者、T A、S Aに対しては、各学科及び情報処理研究センターの教員が学期、科目ごとに必要な指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

尾道市を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

また、当該大学では、短期大学から大学への改組転換に際して美術学科棟等を新築し、その財源は市の起債により充当している。当該地方債の債務については、元金 2,111,900 千円、返済期間は 25 年間、平成 38 年度の償還予定であるが、尾道市が毎年度歳入歳出予算を計上するものであり、大学運営に過大な負担を負わせるものではない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、尾道大学事業特別会計において、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、尾道市一般会計からの繰り入れにより、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、尾道市を設置者とする公立大学であり、毎年度の尾道大学事業特別会計の歳入歳出予算については、尾道市議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表している。

当該大学では、予算編成に当たって、各学科、研究科及び各委員会において作成した予算要望書を事務局総務課で取りまとめ、学長等との協議後、尾道大学予算要求書として尾道市財務課へ提出している。

また、予算額については、各学部長、学科長等に対しその内容について説明を行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、尾道市を設置者とする公立大学であるため、尾道大学事業特別会計の歳入歳出予算により

措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、各学科、研究科から提出された予算要望書に基づき行っている。授業用経費等必要経費は、予算の範囲内で、柔軟な運用により経費を配分し、教員研究費（研究旅費及び一般研究費）は、教員の職格にかかわらず、年間550千円を配分している。予算の限られている備品費等は、その配分について各学部長、学科長の協議により配分している。

また、特色ある研究に対して助成する特別研究費や学長裁量教育研究費を設け、研究活動を支援している。

施設・設備の整備に係る予算配分については、各学科、研究科から提出された予算要望書や連絡協議会での要望等に基づき優先順位の高いものから整備している。

機器備品等の更新については、基本的に各機器の耐用年数により行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、尾道市を設置者とする公立大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、尾道大学事業特別会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、市民に広報している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、尾道市の監査委員による定期的な監査を行っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の管理運営に関する重要事項を審議する組織として評議会があり、学長、副学長、学部長、学科長、附属図書館長及び学長が指名する各学科の教授 1 人で構成されている。評議会には、学長補佐 2 人も陪席する。

各学部では、教授会、学科会が置かれ、それぞれの部局固有の重要事項について審議、決定している。また、各種専門事項を調査審議するために委員会が置かれている。

事務組織は、事務局長の下に総務課（総務係）と学務課（教務係、学生係）の 2 課及び進路支援センターで構成され、総勢 30 人で業務を行っている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

当該大学の管理運営に関する重要事項を審議し、決定する評議会は、学長が招集し、その議長を務めている。また、学長の諮問に応じて助言又は勧告を行う組織として、学外委員で構成された運営諮問会議が置かれている。さらに、特定の分野の校務に関して調査、助言、執行を行う委員会（14 の常任委員会と必要に応じて学長が設置する特別委員会）が置かれている。これらの委員会の委員は学長が任命し、委員長及び副委員長は学長が指名することとなっている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズについては「学生による授業評価」アンケートの自由記述欄、学生代表と大学代表とが毎年 1 回意見交換をする連絡協議会及び意見箱を通じて把握し、寄せられた課題については学生委員会や事務局で対応している。また、チューターやカウンセラーも学生からの相談を通じてニーズの把握を行っている。

教員のニーズは月1回開催される教授会、評議会等を通じて、また、事務職員については月2回の事務連絡定例会等を通じて把握し、管理運営に反映している。反映させた事例として、教室等への段差の解消、プロジェクタの設置や音響機器の更新、教室の黒板の大型化等が挙げられる。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

管理運営に関わる事務職員は、尾道市の一般職地方公務員であることから、地方公務員としての行政研修は、その職階に応じて各種事務研修会、研究会に参加し、受講している。そのほかに大学勤務に必要な専門的知識の習得と資質の向上のため、公立大学協会等が実施する会議、セミナー、事務研究会にも参加させている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する方針及び諸規程は、学則、大学院学則を基本に、管理運営の中心となる学長、評議会、教授会等に関する各諸規程が定められ、規程集として整備されている。

当該諸規程には、学長、副学長、学部長、学科長、附属図書館長、各委員会委員長等に関する選考規程及び方針、所掌規程及び議決方法等が定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の活動状況については、評議会、教授会等の議事録等が事務局に蓄積されており、教職員の閲覧が可能な状態にある。大学の目的、将来構想については、平成19年度にまとめられた『自己点検・評価報告書』に記されており、この報告書は教職員に配付されるとともに大学ウェブサイトでも公開されている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるような状態にあり、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学活動の全体的状況については、自己点検・評価委員会が、毎年度、各学部、学科、各委員会、学内センター、事務局に対し、自己点検・評価の年次報告を依頼し、その結果を集約している。そのほかに、「学生による授業評価」アンケート結果、企業訪問結果、企業との懇談会の記録の取りまとめを行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

『自己点検・評価報告書』が平成16年度及び平成19年度に公開されており、全教職員に配付され、また、平成19年度の『自己点検・評価報告書』は大学ウェブサイトで公開されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

『自己点検・評価報告書』を設置者である尾道市に提出している。

また、平成20年度には、自己点検・評価の結果を基に、大学機関別認証評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

『自己点検・評価報告書』は、評議会、教授会及び各種委員会において課題を確認し、その改善に向けた取組の資料として活用されている。「学生による授業評価」アンケートの結果を基に、各教員が授業改善に取り組み、その成果は平成20年3月に『授業改善と教育力向上』としてまとめられている。企業訪問、企業との懇談会における企業側の意見は、就職委員会、進路支援センターにおいて、改善のための取組資料として活用されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 尾道大学
- (2) 所在地 広島県尾道市久山田町1600番地
- (3) 学部等の構成
 学部：経済情報学部（経済情報学科）
 芸術文化学部（日本文学科、美術学科）
 研究科：経済情報研究科
 日本文学研究科
 美術研究科
 附置研究所：なし
 関連施設：附属図書館、地域総合センター、情報
 処理研究センター、進路支援センター
 尾道白樺美術館〔尾道大学〕
- (4) 学生数及び教員数（平成20年5月1日現在）
 学生数：学部1,361名、大学院41名
 教員数：63名（学長含）

2 特徴

（沿革）

本学は、開校以来50年の歴史を持つ尾道短期大学を基礎として、平成13年4月、2学部3学科の4年制大学として出発した。

尾道市は古くから瀬戸内における要衝の地として栄えてきた。自然環境に恵まれ、独自の産業が育ち、歴史的に経済活動が盛んであった。また、山と海の景観美に加え、千年を越える神社仏閣があり、貴重な古文化財や近現代作家の作品にいたる多くの文化遺産がある。

地域におけるこうした経済的・文化的背景の下に、昭和21年7月、市立の女子専門学校が創設され、その後昭和25年4月に尾道短期大学へ転換、中四国の経済発展と呼応して、多くの人材を輩出してきた。

尾道短期大学は、当初の国文科に加えて経済科、さらには、経営情報学科の新設と、順次規模を拡大し、卒業生1万9千人余を数え、全国屈指の歴史と規模を誇る公立短期大学として知られた。

こうした伝統ある短期大学の学科、教育内容を生かしながら、さらに発展させるため、またかねて地域から強い要望のあった美術学科を加え、平成13年4月、現在の形である2学部3学科の4年制大学への改組転換が行われた。

また、平成17年4月には大学院を開設。21世紀の時代的要請に対応できる専門的知識、高い見識と実践的能力を兼ね備えた人材の育成を目指している。

（特徴）

(1) 伝統に根ざすユニークな学部・学科構成

本学は、経済情報学部と芸術文化学部の二つの学部から構成される。これは、自然と文化に恵まれた尾道の風土を反映しつつ、また中国地域の産業界に有為な人材を多く送り出した短期大学の伝統を生かしたものであり、全国的にもユニークな学部構成である。

教養課程において、各学部の専門科目を他の学部学生が受講できる「開放科目」の制度や両学部（3学科）の学生の交流を通じ、幅広い感性と知識・教養、技術を吸収した高度な人材育成が期待される。

(2) 地域との交流・貢献

本学は「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち」を標榜する尾道市立の大学として、当初から市政、経済、芸術・文化への貢献が期待されており、開学以来、地域貢献が継続的に行われている。尾道みなと祭等への学生の参加と協力、市主催の展覧会の審査、大学の専門性を活かした各種公開講座等、その活動は極めて多彩である。また、平成18年度からは、地域総合センター主催により、「尾道学講座」を開催、大学の専門的研究と市民との交流に力をいれており、名実ともにコミュニティカレッジをも目指している。

(3) 経済情報学部、経済情報研究科

本学部と研究科は、その沿革からも、経済、経営、情報の3分野をあわせて学ぶことができる点に特徴がある。

少子高齢社会、経済のグローバル化の中で、経済・経営の知識を学ぶだけではなく、情報技術の活用により、課題を具体的、実践的に解決する能力が求められている。カリキュラムでは、専門基礎科目、共通専門科目、主要専門科目において、上記3分野が配置され、各分野の知識・技術の複合的相乗効果が期待されており、また、実践的な思考を育む狙いがある。学生は将来の進路に応じ、弾力的に授業選択を行うことができる。

(4) 芸術文化学部（日本文学科、美術学科）、日本文学研究科、美術研究科

尾道の文学と美術の歴史を踏まえ、それぞれの分野における専門的知識、能力を備えた人材の育成を目指している。また、創作活動の拠点として、西日本における芸術文化振興への貢献が期待されている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学設置の目的

本学の前身である尾道短期大学は、卒業生1万9千人余を数え、屈指の歴史と規模を誇る公立短期大学として全国的に知られた存在であった。当初の国文科に加えて経済科、さらには、経営情報学科の新設と、順次規模を拡大してきたが、大学進学率が年々上昇する中、伝統ある短期大学の学科、教育内容を生かしながら、さらに発展させることを迫られ、また地域からは、かねてより美術学科開設の強い要望があった。

こうした背景の中、21世紀の時代的要請に対応できる基礎的・専門的知識、高い見識と実践的能力を兼ね備えた人材の育成を目指し、平成13年4月、現在の形である2学部3学科の4年制大学への改組転換が行われ、さらに平成17年4月には、3研究科を有する大学院が開設された。

こうした経緯からうかがえるように、地域の経済・文化との強い結びつきを、さらに拡大深化させ、尾道及び中四国地域を初めとして、広く社会に貢献することが本学に課せられた使命である。

教育に関する理念・目的と教育目標

本学は、経済情報学部と芸術文化学部という、性格の異なる二つの学部から構成されている。前者は、経済・経営・情報の3分野における、実践的教育・研究を理念としている。また、後者は、短大の国文科を母体とする日本文学科に、新たに美術学科が加わり、新しい芸術文化創造を目指している。

1. 経済情報学部

21世紀の日本及び世界は、経済・経営が高度に発達し、かつ情報技術によって運営されることが特徴である。

本学部は、こうした社会にふさわしい有為な人材の育成を目的とする。

また、経済のグローバル化、複雑化の中で、特定の分野や専門的知識に偏らない、幅広い分野の知識、教養、技術を兼ね備え、問題発見・解決のできる能力を発揮する人材の育成が急務とされる。本学部はこうした、高度化、情報化、複雑化、グローバル化する経済・社会に貢献できる人材の育成を目的とする。このため、本学部の教育課程は以下の4つの教育目標から構成されている。

(1) 3分野の基礎的知識・技能をあわせ学ぶ

将来の進路如何にかかわらず、経済・経営の基礎と、情報技術（IT）のリテラシーをあわせて学ぶことにより、3分野の知識をバランスよく吸収、理解し、それを実践的に応用できる能力を育てる。

(2) 経済・経営分野において情報技術を活用する

経済・経営の分野において、従来の伝統的科目に加え、情報技術活用を柱とする科目（「経済情報実習」「経営情報論」「経営シミュレーション」等）が用意されており、学生は、経済・経営を先進的方法・技術とともに学ぶことを目指す。

(3) 情報技術と経済・経営的素養の融合を図る

情報系分野へ進む学生については、情報系に造詣の深い教員が多く指導にあたり、専門性を生かした教育が行われている。こうした学生は、経済・経営の必修科目（「経済学入門」《ミクロ・マクロ》、「簿記・会計」等）を履修した上に、理系・文系あわせた思考力・課題解決能力を身に付けることが期待される。

(4) 体験的・参加型授業・ゼミを通じ、実践的知識・能力を開発する

本学部では、単なる知識の静的な習得に止まらず、卒業後社会で素養・能力を生かし、活躍できる実践的知識と応用能力の学習・練習に重点を置いている。このため授業、ゼミナールにおいて、さまざまな試みが行われており、学生の実践的能力を開発することを目的とした、体験的・参加型の授業やゼミが多いことも本学の特徴となっている。

2. 芸術文化学部

本学部は、尾道市が目指す「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち」の重要な一環として位置付けられ、日本文学と美術は二つの柱である。尾道の持つ文化的土壌を活かしつつ、各学科においては、それぞれの分野における専門家の育成、すなわち、専門的知識、能力の習得、さらに創作活動を行う人材の養成が図られ、ひいては地域および全国的な芸術文化振興への貢献が期待されている。各学科の教育目標は以下の通りである。

(1) 日本文学科

日本文学と日本語の歴史と現在を学び、専門的知識や能力を習得

- ① それをさらに発展させる人材の育成
- ② 文化活動・社会活動において、指導的役割を果たす人材の育成
- ③ 地域の芸術文化に深い理解を持ち、新しい文化を創造していく人材の育成
- ④ 国際化社会、情報化社会の要請に応えられる教養と実務能力を備えた人材の育成

(2) 美術学科

- ① 歴史や芸術文化を学び、国際的な視野から造形活動を推進できる絵画分野の人材育成
- ② 美術や生活芸術に対する広い視野に立ち、より良い生活環境、生活空間を形成するため、社会に貢献できるデザイン分野の人材育成
- ③ 新しいメディア（表現方法、ネットワーク等）を活用し、美術の活動範囲を広げ、海外のネットワークを活用できる人材の育成
- ④ 地域の価値あるものを発見・保護・育成する等、美術の視点から、地域の活性化に貢献できる人材の育成

3. 大学院

平成 17 年 4 月、尾道大学大学院 3 研究科が発足した。従来から、尾道市は、尾道大学設置基本計画（平成 6 年作成）等において、学部完成後の速やかな大学院設置を重要課題として位置付けてきた。学部教育で培われた専門的素養のある人材を、より高いレベルにおいて学習と研究に取り組ませ、創造性や判断力、知識と能力に富んだ専門的職業人や優れた研究者、創作者を育成する事は、高度化しつつある時代と地域のニーズに合致すると考えられる。

各研究科の教育目標は以下の通りである。

(1) 経済情報研究科

- ① 従来の研究者育成に専ら力点を置いた内容のみではなく、働く社会人、生涯学習を生きがいとする中高年齢者や主婦等のより広い層をも対象に考え、大学院レベルの高等教育へのニーズを開拓する。
- ② 実務的・専門的知識、資格取得と関わる内容や生活・地域と結びついた内容とすることにより、地域社会との結びつきを深め、地域に貢献する。
- ③ 情報技術を活用した実践的教育を行い、仕事や研究に情報技術を具体的に活かせるようにする。

- ④ また、本学大学院入学志願者に、社会人や留学生の希望が多いことを反映して、講義、研究指導ともに多様性、弾力性が求められる状況にある。各教員の創意工夫、個性的な対応を進めていくことにより、少子高齢社会、グローバル化、情報化の時代における大学院のあり方、社会との関係を再構築していく。

(2) 日本文学研究科

- ① 豊かな知性や優れた徳性を持つ人材の養成
日本の言語や文学、そして芸術文化の深い理解や幅広い視野、さらには、それらを中軸とした国際的な感覚や異文化を共有する教養を身につけ、その豊かな知性や優れた徳性によって、社会活動や文化活動に指導的役割を果たす人材を養成する。
- ② 個性と自律を持つ人材の養成
日本文学に関する研究に止まらず、研究内容の総合性にも重点を置き、学生個々の特性が生きるような、自律的で個性的な人材を養成する。
- ③ 養成する具体的人材
上記基本方針を前提に、「文化活動・教育実践の指導者」「学際性豊かな、視野の広い知識人」「地域の文化活動に寄与する人材」「文学表現・執筆活動を通して、社会に貢献する人材」「社会人教育・生涯教育に貢献できる人材」「研究者もしくは高度職業人」等の育成を目標とする。

(3) 美術研究科

- ① 絵画研究分野
各人の更に高度な技術、鋭い感性、自由な創造力の開発を指導し、豊かな人間性に基づく独自の自己表現を通じて、地域的・全国的・国際的な文化の創造と活性化に資する専門的職業人の養成を図る。
- ② デザイン研究分野
今日の多様な社会環境に即応し得る柔軟な創造力を重視し、また、「独自の視点・感性・自在な表現方法」「時代状況を先見的に解釈する洞察力」「地域文化に潜在する国際的価値の発掘と発信」等に留意しながら、大学院生個々の適性を開発する。教授との共同研究も含め、時代状況の優れた表現者の養成を図る。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

本学では、学校教育法第 83 条の精神に則った目的が学則第 1 条に規定されている。同様に大学院についても、学校教育法第 99 条第 1 項に沿って、目的が大学院学則第 2 条に規定されている。

本学が育成する人材像や教育方針は、こうした目的に照らして定められ、『大学案内』『大学院案内』や大学ホームページ、また『入学者選抜要項』等に記載されるアドミッションポリシー等において公表されている。

これらの資料は全教職員に配付され、学生に対しては入学時オリエンテーションやガイダンスで『学生便覧』を配付し、説明を行っている。

以上のように、本学の目的や育成する人物像、教育方針は、社会に広く公開されており、また本学構成員にも周知されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

尾道大学は、経済情報学部と芸術文化学部の 2 学部で構成され、経済情報学部には経済情報学科が、芸術文化学部には日本文学科と美術学科の 2 学科がある。

経済情報学部経済情報学科では、高度化する経済・社会の要請に応えられる人材の養成を目指し、経済系と経営系並びに情報系の 3 分野を系統的に学習することとしている。芸術文化学部日本文学科は、日本語学系、日本文学系、中国欧米文学の三つの領域を基軸とし、広く深い識見の涵養を志している。芸術文化学部美術学科では、専門家としての高い技術と能力を身に付けた人材の育成を目指し、開学以来、日本画、油画、デザインの 3 コース制を採用している。

また大学院は、経済情報研究科、日本文学研究科、美術研究科の 3 つの研究科よりなり、それぞれが、経済情報専攻、日本文学専攻、美術専攻の 1 つの専攻を有している。

情報処理研究センターは、全学的な研究・教育用情報ネットワークの活用、学内情報システム・情報ネットワーク環境の設置・維持・管理運営、学内外での情報科学に関する啓発活動及び研究成果の公開を進める役割を担っている。地域総合センターは、地域社会との連携を深め、尾道市を中心とする社会、経済、文化の発展に貢献することを目的として創設された。「尾道学」を中心として、市民対象の公開講座を開催し、効果をあげている。尾道学は、教養教育科目「尾道学入門」として、学生への教育カリキュラムにも入れることを検討している。

評議会、学部教授会及び学科会議は、月に一度定例開催されており、さらに必要に応じて臨時開催も行われている。教務委員会は、平成 19 年度においては、科目の新設、不正行為への対処方法、既修得単位認定方法の変更等、教育課程や教育方法について重要な事項を検討し、決定してきた。

基準3 教員及び教育支援者

教員組織編成のための基本的方針は、学則第 3 条及び第 4 条に定めており、また、具体的な教員組織編成は、教養教育並びに、各学部・各学科の教育目標を実現するための教育課程に対応するものとなっている。

経済情報学部においては、経済・経営・情報の各分野に専任教員を配置し、また適宜非常勤講師を活用することにより、3 分野のバランス及び十分な専門性の確保に努めている。

日本文学科は、日本文学系、日本語学系、中国欧米文学を中心に専門教育科目を構成し、これらの授業科目を担当するに相応しい専任の教員組織を編成している。

美術学科では、日本画、油画、デザインの3コースを採用しており、各コースに主任教授がいる。さらにコースに属さず理論系科目を担当する教員が1名いる。

専門教育科目においては、必修科目は専任教員が殆どの科目を担当し、学外非常勤講師が他の一部科目を担当し、本学の教育課程を遂行している。また、本文資料の通り、こうした科目の教育内容と関連する研究活動が行われている。

学士課程における専任教員、大学院課程における研究指導教員及び研究指導補助教員は、設置基準に照らして十分な数となっている。

年齢別教員構成は、一部の学科において偏りがあるが、改善の努力が行われている。教員の採用は、推薦または一般公募によることとされている。任期制は採られていない。外国人教員は、経済情報学部において1名となっている。女性教員の割合は、経済情報学部0%、日本文学科13%、美術学科14%となっている。

今後は、公募制の全面的導入も検討課題である。採用・昇任に際しては、教育能力、研究能力及び社会的貢献に基づいて判断することとされており、研究業績については、評価基準の申し合わせが定められており、また、昇任に際しての教育能力について、「学生による授業評価」アンケート結果を参考にするなど、客観的評価に努めているが、その運用方針については、全学部・学科でのコンセンサス形成が課題となっている。

本学では全学的な自己点検・評価委員会が組織され、継続的に点検・評価活動を行っている。その一環として、学期末に「学生による授業評価」アンケートが行われている。集計結果は個々の授業担当教員に報告されるとともに、教職員は調査結果全体を閲覧できる。またアンケートの集計結果は自己点検・評価報告書で公表されている。

基準4 学生の受入

本学は、アドミッションポリシーとして、大学全体の「尾道大学の教育理念・目標」を定め、これに加えて各学部学科のアドミッションポリシーを示している。それらを記載した『入学者選抜要項』を県内外の高等学校等へ配付するとともに、大学のウェブサイトでも公開し、周知している。

アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるために、「推薦入学」「一般選抜前期日程」及び「同後期日程」「私費外国人留学生選抜」「第3年次編入学選抜」からなる、多様な入学者選抜を実施している。選抜試験ごとに、学部学科で募集定員や検査項目を適切に定め、総合的にアドミッションポリシーに沿った学生の受入を図っている。以上のことから、アドミッションポリシーに沿った適切な受入方法が採用されており、実質的に機能している。

入試実施に関しては、入学者選抜実施委員会がその全般を掌握している。試験問題は、学長に任命された科目別入試問題作成委員による作成作業、点検作業を経て、入学者選抜実施委員長に提出される。試験の実施に際しては、諸業務に関して実施要領を作成し、適切な実施体制で臨んでいる。可否決定に関しては各学部教授会、評議会の2段階の審議を経て決定している。

アドミッションポリシーを明文化して入試要項等に記載したのは平成17年度以降であるが、それ以前にも養成を目指す人材像と照らして、入学選抜の適正さを検証する取組が各学部学科により行われてきた。平成18年度には入試制度検討委員会が設置され、さらに全学的に入学者選抜方法の検証及び改善を行う体制がとられた。平成19年度からは同委員会により経済情報学部の受入学生を対象に追跡調査と分析が行われ、経済情報学部の推薦入試制度の改善案が提出されている。

過去5年間、大学全体として実入学者数が入学定員を上回る状況であり、入学定員と実入学者数との関係については概ね適正であるが、経済情報研究科及び日本文学研究科で実入学者が定員を下回る状況が生じており、改善策を検討していくことが今後の課題となっている。

基準5 教育内容及び方法

<学部>

経済情報学科では、経済・経営・情報の3分野の基礎的知識・技能をあわせ学び、特に経済・経営分野を専門に学ぶ学生に情報技術の活用能力を身に付けさせ、また、情報技術に重点を置いて学ぶ学生に対しては、専門的知識を与えるとともに、経済学・経営学を身に付けさせる教育を行っている。

日本文学科の専門教育科目は、学部共通科目、日本文学系、日本語学系、中国欧米文学、関連科目、演習・卒業論文の6分野から編成されており、体系立てられたそれぞれの分野において、問題探究力や分析能力を育成する教育を行っている。

美術学科では、1年次には必修の基礎造形科目が配当となっており、2年次から、油画、日本画、デザインのいずれかのコースに所属し、実習の中心となる専門実習科目を履修する。それと並行し、学部共通科目、専門基幹科目、関連科目等から、自らの志向性と専門にあわせ、履修プランを組むことが可能である。

経済情報学科、日本文学科では、平成17年度入学生より「新カリキュラム」を実施した。経済情報学科では、全学生共通の必修科目を減らし、自由度の高い選択必修科目を置くことにより、早い時期から各人の指向する専門分野への集中、特化を容易にし、日本文学科では、上記6分野のより体系化を目指した。

各学科において、チューター制度による履修指導、履修単位の上限設定、自主的学習活動を促進する設備等の点から、単位の実質化への配慮はなされているが、自習室、工房設備及び図書館等における蔵書、資料面にはなお不十分な点が多い。

各学科における授業形態は、経済情報学科では、講義の割合が相対的に高く、日本文学科では、演習が、美術学科では、実習の割合が高いなど、学科ごとに特徴がある。また、各教員は、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫を行っていることが確認できる（本文資料参照）。

教養教育及び各学部の専門教育とも、一部実習科目を除きシラバスを作成し、学生に配付し、ウェブサイト上でも公開している。ただし、その活用については、まだ課題として検討すべきと思われる。

基礎学力不足の学生への配慮としては、経済情報学部では、基礎学力の養成に比重を置いた授業科目として、「教養数学」がある。また、各教員は、新学習指導要領で学んだ学生の入学に対処するため、多くの時間と工夫を重ねている。さらに、本学のチューター制度の中で、学習相談をはじめ成績不振者の指導も行っている。

日本文学科は自主ゼミ活動を積極的に推進しており、正規の授業の補充教育を行っている。

成績評価基準と卒業認定基準は学則に定められており、またその細目は学科、コースごとに定められ、『学生便覧』等を通じて学生に周知されている。各授業科目の成績評価の方法はシラバスを通じて公開されている。

成績評価に疑問が生じた場合は、直接授業担当者に説明を求めることができるが、それが困難な場合は、申立人の不利益にならないように、チューターとの個別相談が可能であり、学生はチューターを通して異議申し立てができる。また教務係を通じた成績疑義申し立て制度がある。

<大学院>

経済情報研究科においては、共通の基礎科目を置くとともに、経済系、経営系、情報系の選択科目が配置されている。また、5つの履修モデルがあり、進路に応じて体系的に学ぶことが可能である。

日本文学研究科は本学大学院の研究理念に基づき、共通科目として日本文学・言語文化全般についての総論をおき、日本文学・日本語学・漢文学の三分野の演習・特講を基本科目としてともに必修とした。さらにこの三分野に加えて、米文学・英語学・比較文学さらに地域文学・哲学・文芸創作等の特論（選択）をおいた。

制作に従事する専門家の育成を目指す美術研究科の教育課程では、制作研究の主軸となる専門実習科目に加え、理論的基盤と幅広い技能を修得するために基礎理論科目と専門演習科目が設けられている。

授業の内容は、『大学院案内』『大学院シラバス』において公開されている。各教員は、それぞれの教育目的に応じ、学術の発展を反映させている。

学生は、入学時に研究指導教員を申請することにより、当該教員から個別相談、履修指導を受けることができ、授業時間外の自主学習についてもサポートを受ける。また、シラバスには、参考書・文献の記載があり、Eメールによる質問を積極的に受け入れる教員も多い。

経済情報研究科においては、社会人を積極的に受け入れるために、18 時以降の夜間及び土曜日の開講を学生の要望に応じて行っている。

授業形態はバランスが取れている。徹底した少人数授業が行われ、各学生の進捗状況の把握、細やかな学習指導体制が確保されているとともに、学生の主体的な取組が重視されている。授業方法についても創意工夫が行われている。

『大学院シラバス』が作成されており、授業科目名、担当教員名等の他、「授業のテーマと目標」「授業内容と計画」「成績評価の方法」「教科書・参考書」「履修上の注意」等が記載されている。美術研究科の実習科目については、その特性上シラバスを作成せず、課題前に口頭での指導やカリキュラムシートの配付を行っている。

院生は各自の研究計画書をもとに指導教員と協議を重ね、計画的に研究に取り組んでいる。各研究科とも研究テーマ決定に対する適切な指導や、複数教員による連携等、学生の研究や修士論文作成に対し、創意を凝らしたサポートを実施している。美術研究科では TA 活動を通じた能力育成も行っている。

一方最近では、留学生の入学が増えており、また、社会人学生も多いなど、学生サポートの多様性、内容的充実が求められている。

単位の認定及び成績の評価、また修了認定基準については、大学院学則に一般的規定を定めており、その具体的な運用が、各研究科細則、同運用方針に規定され、かつ履修案内で説明されている。また、『大学院シラバス』において、各講義における「成績評価の方法」が公開されている。

修了認定は、経済情報研究科、日本文学研究科では、単位修得状況、論文審査、及び口頭試問による最終試験、美術研究科では、単位修得状況、修了制作及び副論文の審査の結果に基づき、それぞれ研究科会議によって行われる。各研究科での論文・作品等の認定では、学内公開の経過発表、複数教員による評価等により、公正さを確保している。

成績評価の結果について、学生が疑義を抱く際には、授業担当教員への直接申し立て以外にも、チューターへの相談や教務係を通しての疑義申し立てが可能であり、教員には回答の義務がある。

基準 6 教育の成果

本学が育成する人材像については、『大学案内』、大学ホームページ、またはアドミッションポリシーとして『入学者選抜要項』等に明記されている。

また、履修モデルにおいて、目指す進路の類型ごとに、育成する人材の能力、職種、分野を明らかにし、履修科目と関連付けている。

資料 6-B に見られるように、全学的には、自己点検・評価実施委員会を中心に、教育目標に沿った人材の育成の成果を検証し、改善策を検討するため、就職状況、企業との意見交換、卒業生アンケート、「学生による授業評価」アンケート、『自己点検・評価報告書』『授業改善と教育力向上』等により、多面的に調査、分析、検討をしている。

また各学科においては、学科としての、教育効果の検証と改革案の検討を行っている。

平成 13 年度の開学以降、入学者数に対する卒業生数（同一入学年次）の比率は、全体として 90%前後で推移している。また、留年者、休学者、退学者については、平成 19 年度の留年者は、同年の在籍者数のうち、2%となっている。平成 19 年度は休学者、退学者数が、前年に比べ減少した。

本学では、教職科目、学芸員資格取得関連科目を設置し、教員免許、学芸員資格取得、教職等への就職に力を入れているが、免許・資格取得者数、教職への就職者数において、一定の成果を挙げている。

その他、卒業論文、卒業制作、大学院進学、各種展覧会入選者数、各種資格取得状況から判断して、教育の成果は挙がっているといえる。

「学生による授業評価」アンケートでは、教育の成果と関連すると思われる項目（授業内容の興味深さ、正確な専門知識・技術の習得、総合評価）において、56～60%の学生が「5」または「4」の評価をしており、学生の満足度は一定程度確保されている。

就職状況から見ると、学士課程卒業者の約8割は就職希望者である。就職希望者の就職決定率は、過去4年間95%台を維持しており、平成19年度は、97.2%に達した。

業種別では、卸・小売業（26%）、金融・保険業（16%）、情報通信業（15%）、製造業（11%）、サービス業（10%）が上位を占め、金融、情報等本学の教育分野を反映する結果ともなっている。こうした就職決定率の結果、本学経済情報学部は、文系大学就職率（大学通信調べ）において、毎年上位にランクされている。

平成19年度は、本学卒業生（平成18年度卒業）へのアンケート調査を実施した。調査結果によれば、「大学で学んだことが役立っている」とする回答の割合は、61%であり、その他本学に対する期待が強いことを示す結果となっている。

本学では毎年、企業訪問（平成19年度158社、過去5年間773社）を実施し、また企業との懇談会（平成19年度37社参加）を開催し、企業との意思疎通を図っている。そうした意見交換の中で、学生の能力、個性についての評価に加え、本学が志向する分野への期待（経済情報・技術、国語力・文章力、デザイン等の専門分野）が、高い就職決定率を生んでいることがうかがえる。

本学学生の卒業時のアンケート調査では、就職状況に対する満足度は、非常に満足22%、満足40%となっており、こうした点からも教育の成果は挙がっている。

今後は、以上を踏まえアドミッションポリシーの見直し、さらには時代、地域のニーズに応えられる人材育成等、本学の教育に関する中期目標・中期計画の検討・策定が必要であろう。

基準7 学生支援等

授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスは主として学年始めの新生・上級生・編入学生・大学院生へのオリエンテーションとゼミやコースの選択の際の各学科の履修指導による。

指導教員（チューター）は個別相談、個別指導を行う。指導教員は、学習相談及び健康、生活、進路、セクシュアル・ハラスメントに関する相談等について、オフィスアワー、電子メール、電話、手紙等を通じて、助言・指導する。

専門的事項については、教務係、図書館、医務室、学校医、カウンセラー、学生係、総務係、学長補佐、副学長、進路支援センター、セクシュアル・ハラスメント相談員が対応する。

学習支援及び生活支援等に関する学生の個人ニーズの把握は指導教員との懇談や医務室、教務係、学生係、総務係、進路支援センター等学内各部局の窓口での対応で、全体ニーズは「学生による授業評価」アンケート、校友会執行委員会主催連絡協議会、意見箱、新入生生活実態調査で把握されている。

特別支援を要する学生へは、①留学生への指導教員及び外国人教員による相談・助言、留学生交流会、授業料・後援会費の減額等、②社会人の大学院生への長期履修制度、平日夜間・土曜日開講等、③車椅子利用学生へのバリアフリー化、専用駐車場整備、支援学生募集等、④編入学生へのオリエンテーション、既修得単位の読替等で学習・生活面等の支援をしている。

自主的学習環境として大学院生共同研究室、学部共同研究室、PC教室、図書館閲覧室、学生会館内各室、一般教室、学生ラウンジ等がある。殆どが夜間・休日にも利用できるが、収容力が足りない。

課外活動支援は校友会運営支援（会費徴収、部室設置、専用マイクロバス運行、参与教員配置、団体表彰制度等）の他、チューターグループ活動補助金、個人表彰制度、資格取得奨励金等がある。しかし、部室や練習

場所・用具類が足りない。

学生の経済面の援助は、経済的理由で授業料納付困難な場合の減免もしくは徴収猶予、留学生授業料等の減額、奨学金、成績優秀学生奨学制度、資格取得奨励金給付制度等で行われている。なお、留学生については、奨学金を希望してもらえない者が多いとの問題もある。

以上、本学の学生支援は、なお改善を要する点はあるものの、チューター制度の運用を中心に、適切に行われている。

基準 8 施設・設備

本学は、尾道短期大学から改組転換し平成 13 年開学をした。その際、4 年制の大学に対応できるよう校舎の増築・改修及び美術系学科の新設に伴い美術学科棟、金工・木工・塗装の各工房の新設を行った。その後旧久山田小学校用地等取得に伴うグラウンドや部室整備、また尾道白樺美術館〔尾道大学〕の開館等、施設の拡大整備を継続している。

また、エレベータやスロープの設置等バリアフリー化を推進しているが、講義室や福利厚生施設等の不足、研究室や図書館が狭隘であるなどの問題があり、将来構想として新校舎の建設を検討している。

こうした施設・設備の運用については、教室、体育館等施設ごとに使用時間、貸出の方法を、学生委員会及び事務局で協議の上決定し、『学生便覧』により学生に周知している。

<情報処理研究センター>

情報処理研究センターは、本学の情報システムを構築し、管理・運用している。

① 教育用情報システム

実習用教室として、C 棟の C5 教室（教員用を含め PC80 台）、C3 教室（54 台）及び B 棟 13 号教室（61 台）の 3 教室がある。C5、C3 両教室では、教員用 PC と、教員用 PC の画面を学生席 2 席ごとに 1 台設置している液晶モニタに表示する画面配信システムを導入している。また、B 棟 13 号教室は学生へ自習のために開放している。学生の自習に際して、質問やプリント用紙の補充要求等のため、システム運用補助員（学生アルバイト）を午後 6～8 時の間、13 号教室に待機させている。

C5 と C3 の 2 つの教室を同時に 1 つとして使用し、受講者が 80 名～130 名の範囲で、1 クラスにまとめた授業ができる。このため、C5 教室を親にし、画面配信システムを使用して親（C5）から子教室（C3）の様子が見え、C3 教室では教員の授業の様子がスクリーンに映るようにしてある。このような、2 教室に分かれての授業を進めるため、実習授業補助員（学生アルバイト）が活用されている。

情報処理研究センター以外では、美術学科には CG 教室があり、Apple 社製 i-Mac（55 台）と CG 教室用のサーバ等が設置されている。この CG 教室では画像・映像・アニメーション等のコンピュータを用いたデザイン実習授業が行われている。

② 提供サービス

ファイルサーバサービスが提供されており、学生、教員へのホームフォルダの提供、授業科目毎の共有フォルダの提供等を行っている。電子メールに関しては、メールサーバに加えて、Web ブラウザからメールの送受信が行える Web メールサービスを提供している。休講案内サービスでは、休講情報等の知らせを Web ブラウザと携帯電話から確認できる。さらに附属図書館からは、Web ブラウザから蔵書検索と電子ジャーナル検索が行えるサービスを提供している。また、Web メール・休講案内・蔵書検索のサービスは学外から、つまり、学生が自宅や下宿からでも利用できる。

③ 保守・運用管理

ベンダによる標準的な保守管理体系と学内の運用体制の協力の下に本情報システムを稼働させ、日常

尾道大学

的な情報システム／ネットワークの正常運転・運用が行われている。現在、メーカー側（ベンダ）による主なサポート内容は、⑦週2日のSE常駐、⑧障害対応、⑨PC教室の年2回の定期点検・保守等である。ベンダからの派遣SEは、ユーザ管理、サーバの運用、各種ソフトウェアの適正利用・インストール、提供サービスのサポート、各種統計資料の収集と分析、各種の初期教育等の任にあっている。

<附属図書館>

図書館は、現在、和洋書あわせて約12万4千冊、和洋雑誌336種、視聴覚資料1300余点、日刊新聞11種を備え、ビデオテープ、CD-ROM、マイクロフィルム等視聴覚教材も備えている。また市民・学外者に対して、生涯教育・学術研究の場を提供している。職員は、兼任の図書館長と専任職員2名と派遣職員である。

OPACシステムによる尾道大学図書館内の蔵書検索が、館内の蔵書検索性PCあるいはインターネットに接続された学内外のPCからできる。また、学内利用者は、OPAC上から資料の予約、貸出・予約状況照会も可能である。

さらに、Webブラウザを使って雑誌論文を読める電子ジャーナル(ProQuest)、QRコード対応の携帯電話からの蔵書検索等の各種サービスも提供している

授業期間は、平日は9:00～20:00、土曜は9:00～17:00開館しており、貸出利用者数(学生)は平成16年度4,600人、平成17年度4,835人、平成18年度5,136人、平成19年度4,811人であった。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況や活動の実態を示す、学籍関係、授業関係、進級・卒業・学位授与状況等のデータや資料は、事務局学務課によって収集され、蓄積されている。卒業論文、修士論文の原本等については、卒業論文は一定年限蓄積され、修士論文は永年保存されている。

各学期末に「学生による授業評価」アンケートを実施している。⑩学生の自己評価(出席状況等)、⑪教員への評価(授業の進め方、授業内容等)、⑫総合評価、の計15項目にわたり、1～5の五段階で授業を評価する。自由記述欄もある。

平成19年度後期から、従来調査を行っていなかった非常勤講師による授業にもアンケートを導入するとともに、演習等少人数授業(20人未満)についても自由記述によるアンケートを行っている。また、従来個々の授業単位で集計されていた調査結果は、学科別、分野別、学生の態様別(出席状況等)にも集計され、分析に適した形で提供されている。

集計結果は、各教員に伝達され、授業改善に生かされるとともに、自由記述を含む全ての調査結果は、随時閲覧に供されており、各教員、大学関係者(自己点検・評価委員会等)が詳細な情報にアクセスできる体制となっている。こうした「学生による授業評価」アンケートの結果も、本学の教育活動の実態を示すデータとして蓄積されている。

自己点検・評価実施委員会は、調査結果を分析・検討し、『自己点検・評価報告書』に記載している。また、全学及び各学部・学科のファカルティ・ディベロップメントの基礎的資料として利用される。

平成19年度に本学卒業生へのアンケート調査(第1回目)を実施した。その内容は、今後、自己点検・評価活動、ファカルティ・ディベロップメントに生かしていくこととしている。

企業との懇談会、企業訪問において聴取した意見は、文書化され、閲覧(於進路支援センター)に供され、学生の就職活動に生かされるとともに、就職委員会での検討や、教授会での報告も行われている。また、『自己点検・評価報告書』、本自己評価書において総括されており、今後とも生かしていく必要がある。

「学生による授業評価」アンケート等評価基準を検討、作成し、評価データを集計する中核的役割を担う組織として、自己点検・評価実施委員会が置かれている。また、就職委員会、進路支援センターは、卒業生就職

先の企業等学外関係者の評価、意見・要望等を集約し、集計している。こうした内容は、定期的に教授会に報告され、また、教務委員会、FD委員会、将来構想等委員会を中心として教育の質と内容の向上、改善を検討する際の材料となっている。

また、これら全学的な対応を踏まえ、各学部・学科においても柔軟に対応できるよう、学部教授会、学科会議、学部内・学科内FD委員会、学部内教務委員会・学部内将来構想等委員会（経済情報学部のみ）等において、必要に応じ審議事項を設定し、教育、学生指導、設備等における改善策を協議している。

こうした活動の結果として行われてきた「教育課程の見直し等」の具体的な内容は、多岐にわたっている。特に美術学科では、教育方法の改善にかかる取組を「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に申請中である。

「個々の教員における、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善」を図るため、定期的に「授業改善と教育力向上」調査を実施している。各教員が、それぞれの立場、観点から積極的、持続的に授業改善に取り組んでいることが確認できる。今後調査結果のより詳細な分析を行い、組織的にファカルティ・ディベロップメントに生かしていく必要がある。

開学以来、継続的、多面的に授業内容・方法の改善・改革に取り組んできている。これらは開学間もない本学として、各教員、各学部・学科、各委員会等が現場での経験をもとに、自然発生的、個別的行ってきた側面もある。従って、今後は、中期計画・中期目標を立て、計画的、組織的に改善・改革を進める必要がある。

基準 10 財務

本学は、尾道市が設置する公立大学である。資産としては、公有財産として、大学運営に必要な土地建物を保有し、物品として学校用備品、研究用備品を所有している。

市債については、単年度において確実に償還及び支出を予算計上することから、大学運営に過大な負担を負うものではない。

開学以来、安定した受験生及び入学生の確保ができており、授業料、入学検定料及び入学料については、各年度予算を上回る収入額があり、平成18年度決算においては、全体の約69%を占めている。

また、不足額については、一般会計からの繰入金でまかなっており、必要な経常的収入が確保されている。本学の予算決算については、尾道市議会の審議と議決を受けている。平成13年度の開学から学年進行に伴い学生数も確保され、各年度安定した歳入を得ている。

教育研究活動費は、適切な配分をしている。その他、授業用経費等必要経費は、予算の範囲内で柔軟に運用し、教育研究活動に対する適正な経費配分を行っている。

公立大学である本学の財務状況については、尾道市議会の審議及び議決を経て市民に公表されている。

基準 11 管理運営

管理運営組織については、学長の下に副学長1名、学長補佐2名を配置し、評議会、各委員会、運営諮問会議及び事務局がある。また、各学部には教授会があり、芸術文化学部には、各学科に学科会も設置されている。こうした組織体制により、学長のリーダーシップの下で大学の管理運営機能を果たしている。

事務組織は、適切な配置により管理運営を担当している。

学外ニーズの把握については、高校訪問、企業懇談会、運営諮問会議等により志願者、企業のニーズを把握し、入学者選抜方法の見直し、資格取得制度の創設等に反映させている。

学生については、各種アンケートや連絡会議等により要望を聞き、学生委員会や事務局で対応している。

教員のニーズは、教授会及び評議会等を通じて、事務職員については事務連絡定例会等を通じて管理運営に反映している。

尾道大学

本学は、尾道市が設置する公立大学であり、法人等が置く監事は置かれていない。財務に関する会計監査等については、尾道市監査委員会の定期的な監査を受け、また、尾道市議会において毎年度決算及び証書類の審査を受け議会に報告されており、適切に機能している。

事務職員は、尾道市の一般行政職員であり、人事異動も行われるため、毎年度定期的に各種事務研修会、研究会に参加させ、業務に対する問題意識を喚起し、自己啓発を含めた資質の向上を促進している。

本学の管理運営に関する方針及び諸規程は、尾道大学学則を基本に、管理運営の中心となる学長、評議会、教授会等に関する各諸規程が決められ尾道大学規程集として整備されている。

当該諸規程により、学長、副学長、学部長、学科長、図書館長及び各委員会委員長等に関する選考方法及び方針、所掌業務及び議決方法等が定められている。

評議会、教授会等の議事録等については、事務局で蓄積しており、教職員の閲覧は、可能である。また、大学の目的、計画、活動状況については、ホームページや大学通信で公開している。

自己点検・評価実施委員会は、毎年度末、大学の活動の全体的状況について、各学部各学科、各委員会、学内センター、事務局に対し、自己点検・評価報告作成を依頼、その結果を集約し、適宜問題提起等を行っている。『自己点検・評価報告書』は、定期的に作成、全教職員に配付され、またインターネットで公開されている。

本学では、「学生による授業評価」や企業の意見聴取等を受けて改善に努めていることが確認できる。しかし、自己点検結果の組織的検討とそれを受けた取組には、改善の余地がある。

